



発行・編集
東成瀬村議会議務局
印刷
鶴田印刷(株)

冷害対策特別委員会設置

議会活動
●八月一日
十月三十一日

- 当村議会は、九月定例会において、六十余年以来ともいわれる異常気象による稲作等の冷害被害農家救済に努めるべく特別委員会を設置、十月一日初会を開き村内の被害状況を視察し、この対策として次の点の実現方を村執行部に要請した。
- 一、明年度稲作体型の指導を強化すること。
 - 二、国・県の自作農維持資金等制度資金の利子補てんを考慮すること。
 - 三、種子の購入斡せんに対する助成。
 - 四、生活意欲向上と生活体制の安定を計ること。
 - 五、産業祭の内容を再検討すること。
 - 六、救農土木事業を強化し、立案に当っては冷害対策を兼ねた下記五十一年度部落要望事項等の事業を推進されたい。
- (一) 水路改修
 - (イ) ショビキ沢水路改修
 - (ロ) 城下地内ガニ沢改修
 - (ハ) 平良堰改修
 - (ニ) 茂兵堰改修
 - (二) 大沢川から成瀬川合流点までの改修
 - (三) 道路改修整備
 - (イ) 大柳農道改良
 - (ロ) 県代行路線の整備促進
 - (四) 溜池の設置及び増設

特別委員会構成

- 委員長 高橋 東美
 - 副委員長 柳 邦夫
 - 委員 佐々木 忠治
 - 佐々木 二郎
 - 佐藤 岩雄
 - 後藤 宗夫
 - 谷藤 宗夫
- 8/2 広域圏議会議員ごみ処理施設を視察(能代市)
 - 8/6 広域圏議会
 - 8/9 中学校通学協議会
 - 8/12 副議長佐々木朝松氏の葬儀に参列
 - 8/15 村成人式
 - 8/20 湯沢市雄勝郡消防大会
 - 8/23 国道三四二整備促進協議会総会(一関市)議長出席
 - 8/25/26 全県町村議会議長研修会(菅瀬村)議長出席
 - 8/28 第六国臨時会
 - 8/29 「県の記念日」式典(秋田)議長出席

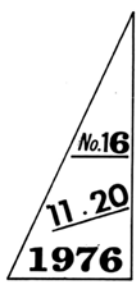
副議長に就任して

鈴木 健吉

晩秋の候、寒さ益々きびしくなりました。今年は異常天候による冷害に見舞われ各位においてはいろいろ苦慮されておられることとお察し申し上げます。さて、私、前副議長佐々木朝松氏死去により空席となつておりました副議長に、去る八月二十八日の臨時会において選任されその重任を担うことになりました。

もとより浅学非才でその器ではございませんが、伊藤議長のもとで勉強させていただきました。

ら決意を新にして議会活動の高揚に努め議会固有の任務を充実に、よりきびしさを加えるだろうこの経済不況に伴なう財政圧迫下なきびしい反省の上にその時々の諸問題の解決に努力を傾注し地方自治の伸展と住民福祉の向上のため誠心努力いたす所存でございますので、今後共一層のご支援ご指導とご協力の程をお願いし、各位の発展とご健康を祈念し、就任のこあいさつとします。



- 9/2 村内五校体育大会
- 産経常任委員会村内稲作状況を視察
- 9/3 全県村議会議員研修会(秋田)十二名参加
- 9/4 全員協議会(中学校通学他に於いて協議)
- 9/11 第四回村社会福祉大会
- 9/21 岩井川コミニティセンター上棟式
- 9/24 第七回定例会(一日目)
- 9/25 雄勝郡町村議会議長会総会
- 9/27 第七回定例会(二日目)
- 10/1 議会冷害対策特別委員会
- 10/2 郡議長会三者会議(湯沢)議長、副議長、事務局長出席
- 10/7 平鹿、雄勝二郡町村議会議員研修会(十文字)十一名参加
- 10/12 村冷害対策委員会
- 10/18 広域圏議会
- 10/20 中学校通学協議会
- 10/22 横手住田線(旧十文字水沢線)開通式
- 郡内町村議会議事務局長会議(湯沢)
- 10/25/26 県南四郡町村議会議長連絡協議会(雄勝町)
- 10/27 山村開発センター、役場庁舎建設委員会

問 (9月定例会)

一般質問は、九月二十七日本会議二日目に三名の議員によって行なわれ、各議員とも異常天候による冷害対策にふれ、これに伴ない深刻化される出かせぎ対策、開校目前に控えた中学校の運営及び生徒通学の諸問題を理事者に聞いた。

以下、概要を問答式にして、次にご紹介します。

冷害被害農家の救済は

○ 県内では名柄品種の作付けが八十%をしめ、改良品種の作付けはわずか八・八%であったため大きな損害を受け、売れる米、うまい米を、と名柄米を奨励したことが冷害を人為的に拡大する結果になったとも言われるが、当村の場合、冷害による米の減収被害はどの程度なのか。現段階では予約数量はおろか売渡し前渡金にみあう出荷すら望めない者が予想され、品質も規格外米が大量となることは避けられないため農家の収入に直接響く、これが他に収入を求めようにも収穫時期の遅れから出かせぎにも響き村内の米作り農家の収入減は直に村全体に影響を及ぼし不況を起しかねない。

これら冷害被害を救える道は政治的にしかななく、適正な価格による規格外米等を含む全部を政府で買い入れるよう要求すべきでないか。

○ 天災融資法の適用は当然と思うが村はこの適用申請をしてあるのか。また、農林大臣は日本共産党の要望に対し、(一)天災融資法の適用は必ず行なう。(二)自作農維持資金は特別に枠を拡大する。(三)系統資金の残未払いの延期は前例もあるのである。(四)基盤整備、河川改修等の公共事業を援農土木事業として行なうよう指導すると共に機械での施工は援農とならないので人労を多く活用するよう指導する。(五)規格外米は自主流通米として加工用に使わず、まわらない分は政府が買い入れる。(六)農業共済金は早期支給のため概算払いもするよう通達を出した。(七)農業農家の自家検査の助成を善処したい。(八)米の検査体制を農民の希望に添えるようにする。と説明した。これに基づき党は知事に申し入れをして、村はこれらに対しどのような方策をとるのか。

○ 六十年米の冷害に対し、各市町村それぞれ特色ある方策を打ち出しているが、当村における被害はどの程度なのか。予約金の返納さえも考えなければならぬ農家もあると思うのでこの対策はどうなのか。財政難の折、今回の冷害による経済的圧迫は明年度にも響くかと思われるが、この対策はどうなのか。

○ 明年度の稲作経営に万全を期するため、種子購入等に対し村で助成する考えはないか。また、村には五千七百万円の前渡金が入っている。これは減収が予想されるにしても消化しなければならぬ額です。この額をある程度の期間において利子補てんする考えはないか。

○ 冷害被害の実態把握はすこぶる困難で、すでに県、郡、共済組合、統計調査事務所等それぞれの立場から調査に入っており、今後強力に進められることと思えます。この被害は単に天候によるものか。地方管理、品種の選定等によるものかあらゆる角度から検討を加えつつ調査研究し、今後の営農に資する対策を構することが本当の冷害対策と解する。各種機関各政党の要望、陳情に対し、国は善処する、前向きに検討するとの答弁であり、具体化は今後の教団にあると思うし、実態の把握は各種機関の調査の結果、最大公約的に決定し、法的に予算的に教団の裏付けが具体化してくるものと思われ、農業者の省力化営業による減収に対する適格な把握と救済は厳然たる態度で望むべきと考へる。参考のため、町村会で打ち出している陳情の内容を、天災融資法の適用、特別被災地域の指定、自作農維持資金等貸付け枠の拡大及び貸付け制度資金の償還延期と利子の減免、規格外米の特別買入れ、共済金の早期支払い、次年度稲作経営に対する万全の措置、出かせぎ対策の強化、救農土木事業、農機具等値上げ抑制、所得税の減免、徴収猶予及びこれに対する財源の確保などの陳情を重

ねており、これに、農民の生活指導、営農指導、節約思想の普及、農業者に対する健康管理体制の充実、救農土木事業の施工方法。共済金は一割以上の被害を対象に。四項目を加えております。具体的なこと、または各政党等の要望、陳情に対する国の態度はすべてこの中に含まれていると思ふ。従って自治体として一早く個々の対策を打ち出すことは時期尚早の感が致します。さればいつて時間をかけるような事なく、県においてもプロジェクトチームを編成し具体的調査対策に入っておりそれらと密接な関連を保ちながら進めてゆきたい。

出かせぎ対策は万全か。

○ 冷害に悩む現状の中での出かせぎに対し万全の対策を期さねばならないと考へるが、現状の求人状況、及び求職希望はどうなっているか。また、出かせぎ互助会の会則改正があったがこの点を説明願いたい。

○ 出かせぎはしたくない。させたくない。は誰でも望んでいることとす。しかし、米の事を考へてみると、村の現状からは当分さげられない事実であることはご理解いただけたらと思います。特に今年冷害を目の前にして例年にも増し真剣に取り組まねばと、昨年本村から五人以上の出かせぎ雇用があった事業所三十社に対し求人調査を実施中です。現在、九社より回答があり、人数にして百十七

人、昨年の就労数比一・五倍と上昇している。昨年度登録した出かせぎ者は四百三十八人でしたが、今年は大増すものと思ひます。近日中出かせぎ者座談会を計画しており、健康診断もすでに四地区で実施しており百三十名が受診していますが、万全を期するため再度実施する計画です。

一 般 質 問

てきたものであり、以来推移によって後退することのないものと信じていた。冷害による農家の不安に加えて出かせぎ者の不安の要因にもなりますので出かせぎ出発前に解決すべきであり、原則であった通学には不便負担をかける方針を確定し明示すべきと考えるがどうか。

○ いずれの方法にしろ有沢地内の道路改修等整備に努めなければならない。当初計画された県代行路線の早期完成が望まれるが、見直しはどうか。

○ 開校については確に、今年の卒業生は新しい校舎からとのべております。その時点において考えたのは本校が危険校舎であり出来次第安全な場所へ勉強させたいというのがその心でした。その後、現場の先生方あるいは地域から開校するならば一斉にとの声もあり、いっしょに入らせたい、すべきだとの気持ちである。通学には原則として不便と負担をかけないことは変りない。中学校統合を計画した頃は県内において統合が盛んで通学的手段としてはスクールバスが最良の頃でした。これが種々の事情等もあり、より以上に効果的財政的な面を考慮し企業バスにしている町村も多くあります。また部落座談会において、スクールバ

スを運行することによってバス路線の確保が難しくないだろうか、との話もあつてどの方法をとるのが一番良いかの事で協議会を組織し、協議中であることが現状です。

米飯給食の実施は

○ 三月議会で質問に対し教育長は、県の指示待ち、との答弁でしたが、八月に日本共産党雄勝平鹿地区議員団が国会陳情をした際文部省体育局長が、現在の申し込み数は約九百六十校で計画の一・五倍の競争率となっているが、経費を切りつめても充当するよう大蔵省に話し一・四倍ぐらゐまでは救済したい。米飯給食を積極的に優先させてゆく、との見解でした。また今年の米穀対策会議からの陳情でも米飯給食のことがあげられている。このような中で地方の学校でも米飯給食実施するのが当然と考えるが、県の指示がないからと待つつもりなのか、改めて伺いたい。

○ 当村においても米飯給食はいずれ実施せねばと考えている。五十二年度において財源見通しがつけば設備整備等具体的な計画を立てたいつもりであるが、教育委員会としては具体的な計画はもっていない。

山林原野の不在地主に不均一課税を

○ 財政力指数〇・〇七%と低い中で十億円以上の予算を組んでそ

の才腕ぶりを誇示しているように聞えるが、予算の九十%以上は県又は国のひもつきであることも否定できない事実。これをくやしうとは思わないのか。財政難は黒字村である我村にもしのびよつたるとき、自主財源確保の手段をとることが出来るならばやむを得ないこととして取り組むべきではないか。山林不在地主の発生した歴史的事実をふり返るならば村民は歓迎すべきことと思う。ただ同様の二足三文で山林を手離したという事実が当村には比較的多い。このことは高度の資本蓄積が固定資産に具体化されたものとみるのが当然、このことに対する不均一課税は社会的不公平の是正の意味から一般村民が持っている不均一な固定資産とは基本的性格が違ふし、固定資産税の不均一課税は十分なる根拠があると思うのでこれを検討する考えはないか。

○ 財政力指数が低いということはお説のとおりです。ひもつきは事だが、何を言わんとしているのか解釈に苦む、種々の制度上の資金等ある訳だが、ひもつきとをの事を意識して財源確保するとの態度はとっていない。あくまでも制度を利用して村民に恩恵を与えたい、と日夜苦慮しながら行政を進めていることは事実です。

山林不在地主に対して固定資産税を強化せよとの事ですが、村自体としては至難なこと。山林の評価については地域により差があり一平方尺当り一千六百円から四千

九百円までに分れており、これに対する課税である以上、不在地主にだけ特別にということも出来かねる。評価額十五万円以上のものに対し、百分の一・四の税率で賦課している。税率は法で定められており自由に出来ないと考えているがいろいろ調べてみます。

岩井川コミュニティセンター運営、管理体制は

○ 岩井川コミュニティセンターの完成後の運営、管理について、細部に渡つてお伺いしたい。確定的でない場合は方針について伺いたい。また、構造については建物の外観をみるに勾配がのろく屋根が長いため、冬期屋根の雪が国道に落ち通行の支障となることは必常と考えるがこのことを考慮して設計したのか。

○ 維持運営については地元と協議を重ね運営が円滑にゆくよう取り計りたいと考えている。根本はあくまでも地元部落の自主運営にしたい考えである。

建物については、低すぎるとか雪で困るだろうとの即答は出来ませんが、設計の段階において、担当者、建設促進委員、設計者と数回の協議がもたれておりますし、設計者ははじめてこの村に来たのではなく、最近出来たほとんどの公共建物の設計をしておりますので当村の冬の状況も十分解つての設計だと考えます。

陳 情 と そ の 経 過

※桑園用溝堀機購入に助成を。
陳情者 田子内養蚕組合 組合長 佐々木重雄

入道養蚕組合 組合長 高橋 春治

反当収量を上げるには桑園の手入れが重要で特に有機質の必要を感じる。しかし、桑園も成園に達したため有機質投入も人力だけではどうにもならず機械力に頼らざるを得なくなり、桑園用溝堀機購入に助成をおおぎたい。の要旨。九月補正予算に桑園用溝堀機購入に対し補助金の計上があり、要望がかなえられたとして、審議せず。

※秋田難病団体連絡協議会の助成について。
陳情者 秋田難病団体連絡協議会 事務局長 竹 埜 英 一

難病の原因究明と治療法の早期確立、患者と家族の生活と権利を守り、生る勇氣と希望をいだけせめるい福祉実現のため、また薬害公害阻止運動を進めてゆくのご配慮を願いたい。の要旨。難病と戦う患者はもとよりその家族に対し暖い手をさしのべてやるべきとして、採択と決定。

審議した議案 全議案 可決

第六回臨時会

8月28日

副議長であり、湯沢雄勝広域市町村圏組合議会議員であった佐々木朝松氏死亡による欠員補充のため副議長に就任された。

◎副議長の選出について

立候補者一名のため投票を省略して立候補した鈴木健吉議員が副議長に就任されました。

◎湯沢雄勝広域市町村圏組合議会議員の選出について

立候補制による選挙を行ない、投票の結果、投票総数十二票中、鈴木健吉議員が七票を獲得し、広域市町村圏組合議会議員に当選されました。

第七回定例会

9月24日～9月27日

◎教育委員会の委員の任命について

教育委員会の委員佐藤仁志、高橋通太郎の両氏の任期が九月三十日で満了するため、新たに佐々木三男、高橋富雄の両氏を任命した。議会の同意を求めたもの。高橋富雄氏は天理教宣教師として多忙な方、教育委員会々議規則にある定例会はもとより、統中運営、通学諸問題をかかえ数多くの会議がもたれるものと思われるが、都合により欠席では済まれない、この点は大丈夫か。

◎昭和三十二年東成瀬村一般会計補正予算(第四号)

既定の予算総額に三千五百九十六万三千円を追加し、総額を十一億四千六百三十一万八千円としたもので、歳入の主なもの、地方交付税一千九百四十一万六千円の減、村債三千八百七十万円の増などである。歳出で主なるものは、三又峰越林道等開設事業費三百八十五万五千円、真戸線等新設改良事業費二千二百十万円、森林開発公団造林事業費追加一千一百万三千円などである。

◎昭和三十二年東成瀬村一般会計補正予算(第四号)

既定の予算総額に二十四万三千円を追加し、総額を四百一十万円としたもので、開察以来の替えをするための経費である。

◎昭和三十二年東成瀬村十文字学生寮特別会計補正予算(第一号)

既定の予算総額に二十四万三千円を追加し、総額を四百一十万円としたもので、開察以来の替えをするための経費である。

◎昭和三十二年東成瀬村十文字学生寮特別会計補正予算(第一号)

既定の予算総額に二十四万三千円を追加し、総額を四百一十万円としたもので、開察以来の替えをするための経費である。

◎昭和三十二年東成瀬村十文字学生寮特別会計補正予算(第一号)

既定の予算総額に二十四万三千円を追加し、総額を四百一十万円としたもので、開察以来の替えをするための経費である。

◎昭和三十二年東成瀬村十文字学生寮特別会計補正予算(第一号)

既定の予算総額に二十四万三千円を追加し、総額を四百一十万円としたもので、開察以来の替えをするための経費である。

◎昭和三十二年東成瀬村十文字学生寮特別会計補正予算(第一号)

既定の予算総額に二十四万三千円を追加し、総額を四百一十万円としたもので、開察以来の替えをするための経費である。

◎昭和三十二年東成瀬村十文字学生寮特別会計補正予算(第一号)

既定の予算総額に二十四万三千円を追加し、総額を四百一十万円としたもので、開察以来の替えをするための経費である。

◎昭和三十二年東成瀬村十文字学生寮特別会計補正予算(第一号)

既定の予算総額に二十四万三千円を追加し、総額を四百一十万円としたもので、開察以来の替えをするための経費である。

◎昭和三十二年東成瀬村十文字学生寮特別会計補正予算(第一号)

既定の予算総額に二十四万三千円を追加し、総額を四百一十万円としたもので、開察以来の替えをするための経費である。

◎昭和三十二年東成瀬村十文字学生寮特別会計補正予算(第一号)

既定の予算総額に二十四万三千円を追加し、総額を四百一十万円としたもので、開察以来の替えをするための経費である。

◎昭和三十二年東成瀬村十文字学生寮特別会計補正予算(第一号)

るものと思われま。

◎昭和三十二年東成瀬村十文字学生寮特別会計補正予算(第一号)

既定の予算総額に二十四万三千円を追加し、総額を四百一十万円としたもので、開察以来の替えをするための経費である。

◎昭和三十二年東成瀬村十文字学生寮特別会計補正予算(第一号)

既定の予算総額に二十四万三千円を追加し、総額を四百一十万円としたもので、開察以来の替えをするための経費である。

◎昭和三十二年東成瀬村十文字学生寮特別会計補正予算(第一号)

既定の予算総額に二十四万三千円を追加し、総額を四百一十万円としたもので、開察以来の替えをするための経費である。

◎昭和三十二年東成瀬村十文字学生寮特別会計補正予算(第一号)

既定の予算総額に二十四万三千円を追加し、総額を四百一十万円としたもので、開察以来の替えをするための経費である。

◎昭和三十二年東成瀬村十文字学生寮特別会計補正予算(第一号)

既定の予算総額に二十四万三千円を追加し、総額を四百一十万円としたもので、開察以来の替えをするための経費である。

◎昭和三十二年東成瀬村十文字学生寮特別会計補正予算(第一号)

既定の予算総額に二十四万三千円を追加し、総額を四百一十万円としたもので、開察以来の替えをするための経費である。

◎昭和三十二年東成瀬村十文字学生寮特別会計補正予算(第一号)

地方議会議員の半数改選制及び住民投票制度の拡張反対に関する意見書

第十六次地方制度調査会、さきに「住民の自治意識の向上に資するための方策に関する答申」を行ないました。われわれは、この答申の全体の趣旨については理解できるところであらうが、そこであげられている「議員の半数改選制」と「住民投票制度の拡張」の二項目については賛成することができない。よって、政府におかれては、今後この答申を具体化するに当たっては、右二項目を立案内容に含めないよう強く要望する。

右、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

秋田県雄勝郡東成瀬村議会議員 伊藤 誠 也

内閣総理大臣 三木 武 夫 殿

自治大臣 天野 公 義 殿

冷害対策に関する意見書

六十二年來といわれる記録的低温見舞われ、基幹作目である稲作は深刻な影響を受け、これがため登熟が不十分でねん率も高まり、大幅な減収が予想されている。

このような事態で推移すると米代金においても膨大な収入減が予想され、明年の農業経営にも大きな打撃を与えることは必至であるので、本村の実情を十分理解され、被害農家救済のため、左記事項の実現方を強く要望する。

一、天災融資法の適用と特別被災地域の指定について

本冷害を「天災による被害農業者等に対する資金の融通に関する暫定置法」に基づく災害とし、本村を被災地として指定すること。

二、被害農家に対する救済措置について

(一) 自作農維持資金等、制度資金の貸付わくを大幅に増額すること。

(二) 既借入名制度資金については、償還期限を延長するとともに、繰り延べ期間中の支払利息の減免を講ずること。

(三) ぐず米など規格外米が多量に発生することが予想されるので、これに対する特別買入れ措置を講ずること。

四、農業共済金については、出かせぎ前に早期支払いができるよう、損害実例調査を促進すること。

(五) 冷害による減収をカバーするため、出かせぎが例年よりいちだんと早まることが予想される一方、収穫期の遅延に伴う他産業への就労のチャンスが少くなるおそれもあり得るので、出かせぎ対策を強化するとともに救済土木事業対策を早急に推進すること。

(六) 一般公共料金が軒並み値上げされる中において、乾燥機、田植機等主要農業機械の値上げについては極力これを抑制するよう行政による指導監督を強化すること。

(七) 昭和三十二年分の農業課税にあたっては、今回の冷害の実態を勘案のうえ、被害農家に対し所得税の減免、徴収猶予の措置を講ずること。

(八) 村自主税源の減収補てんのため、替り財源(交付税)の確保を図ること。

右、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

秋田県東成瀬村議会議員 伊藤 誠 也

内閣総理大臣 三木 武 夫 殿

農林大臣 大石 武 一 殿